



支援活動からエンパワメントを考える

『エンパワメント』はケアの基本です。エンパワメントとは『本人が自分を信じ、自己の力を引き延ばし、それを発揮していく力を得る』ことです。私たちが追求する患者・利用者中心の医療・介護では、このエンパワメントを欠かすことはできません。

今回は地域福祉室の成功体験を振り返り『エンパワメント』について考えてみました。



Aくんは幼少期から心の傷を受け、自室に閉じこもり何もできない大人になってしまいました。私がAくんに出会ったときには、Aくんは強い劣等感から自分が大嫌いになり、自分は誰かに大切にしてもらえない存在ではないと孤立していました。それでも医療だけは手を放さず、励ましの言葉とともにAくんを見守ってきました。そして何回目かの春が来て、ようやくAくんは「人との心のつながりを大切に頑張りたい」と口にするようになりました。

長い暗闇のトンネルから自分の力で誰かをつかみ明るい未来を目指そうとするのは初めてのことでした。



Bさんは昔から勉強が苦手でした。就職すると仕事ができないと虐められ退職しました。結婚して子どもが生まれ、お金がかかるようになると全部がうまくいきません。様々な福祉相談を受けてきましたが問題は大きくなるばかりです。そんなとき体調をこわし地域福祉室につながります。

実はBさんには勉強以外にもたくさん苦手なことがありました。Bさんは駄目な自分を知られると周囲に嫌われてしまうと思い込んでいたために、支援者からは嘘ばかりつき依存する問題のあるクライアントとされていました。そんなBさんの転機は、支援者に迷惑をかけ思いっきり失敗したとき地域福祉室が黙って寄り添ったときでした。Bさんは「人との確かなつながり」を実感し、ありのままの自分を隠さず支援者のアドバイスを受け努力するようになりました。

この2つのケースから『エンパワメント』について学ぶのは、人間同士の心のつながりがどれだけ人の心を強くしてくれるかということです。それは家族や友人の特別な関係でなくとも、医療・介護に救いを求めてくるクライアントについては職員の私たちが特別なつながりとしてなり得るのです。いや、ならなければならないのだと感じています。



県連ソーシャルワーク委員会より

日本国憲法における「個人の尊厳」と「個人の尊重」の違いについて憲法学者の室蘭工業大学の清末愛砂教授の資料をもとに学びました。個人の尊重は憲法13条にあることが有名ですが、それは強い個人の自己決定権のことです。自己決定の難しい弱い個人を守る「個人の尊厳」を謳っているのは24条2項です。このことはあまり知られていませんが、ケアに関係があるのはこちらの方です。清末さんは「日常を形成する『小さな幸せ』を支えているものは、誰もが決して冒されることがあってはならない『個人の尊厳』である」と言います。「自分の暮らしに引き寄せて憲法を考えていきたい」「弱い立場に追いやられている人たちの尊厳にこだわりたい」「『個人』を否定する自民党の改憲案に反対する運動を強めないといけない」という感想が語られました。

いま『個人の尊厳』より軍事が優先され社会保障制度が切り崩されようとしています。また軍国化のための改憲への声も大きくなっています。私たち民医連のいのちへの叫びを憲法改悪反対の声に変え、本気でいのちの尊厳を守っていかねばならないと感じました。



『メロスふれんどの会』お知らせとお願い

『メロスふれんどの会』は昨年地域福祉室が発足した『助け合い活動と平和運動から人権を守ろうとする当事者団体』です。社会運動と学習、当事者とそれを支えようとする仲間の親睦を目標に活動しています。11月には資金活動のためのカレー販売を、12月には地域福祉活動増進としての社会保障学習会を検討しております。

これからも『メロスふれんどの会』の活動を応援していただきますようお願い申し上げます。

